

## ○ 叡啓大学内部質保証に関する方針

令和8年4月15日制定

本学は、内部質保証を推進するため、次のとおり方針を定める。

### 1 内部質保証の基本的な考え方

#### (1) 定義

##### ア 内部質保証

内部質保証は、教育研究等について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことにより、本学の目的及び使命の達成に寄与するとともに、社会への説明責任を果たす仕組みをいう。

##### イ 内部質保証の対象

学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条に定める、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備を対象とし、特に3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とした学修成果に重点を置いて行うが、本学の設置の理念、使命、中期目標・計画の枠組みを踏まえ、その重要性に鑑み、社会貢献まで拡大して、この対象とする。（以下「教育研究等」という。）

##### ウ 自己点検・評価

学校教育法第109条第1項に基づき、本学が自らの教育研究等に対して行う点検及び評価をいう。

##### エ 認証評価

学校教育法第109条第2項及び第3項に基づき、文部科学大臣が認証する評価機関が実施する評価をいう。

##### オ 公立大学法人評価

広島県公立大学法人業務評価室が業務を処理する、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2に定める評価をいう。

##### カ 学部

広島県公立大学法人組織規程（平成19年法人規程第12号）第3条の2規定に基づく組織をいう。なお、本学の学部は、ソーシャルシステムデザイン学部のみである。

##### キ 附属施設等

広島県公立大学法人組織規程第10条の2から第10条の7の規定に基づき叡啓大学の業務をつかさどる組織をいう。また、各センター等に置くワーキンググループ及び専門部会等（以下、WG等という。）をここに含める。

##### ク 部局長

広島県公立大学法人組織規程第10条の2から第10条の7の規定に基づき叡啓大学の業務をつかさどる組織の長及び叡啓大学事務部長（広島県公立大学法人組織規程第28条の規定）並びに事務次長（広島県公立大学法人組織規程第29条の2の既定）をいう。

## (2) 内部質保証の基本原則

- ① 学部、附属施設等の教育研究等の主体は、教育、研究、社会貢献など活動分野の方針に沿った目的、計画を踏まえて、質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示する、自律的な自己点検・評価をベースとした改革・改善につなげる内部質保証の取組を行う。
- ② 点検・評価は、客観的で多面的なエビデンスに基づいて行うことを基本とする。そのため、データを収集、蓄積し常に進捗状況を確認できるよう、叡啓大学 I R 室の下で効率的に運用する。
- ③ なお、教育活動については、学修成果の可視化や3つのポリシーを起点とする P D C A サイクルを確立するため、3つのポリシーが一体的かつ整合性あるものとして機能するよう、データ・指標、実施及び活用方法などを「アセスメントプラン」として別に定める。
- ④ 内部質保証は、客観的なエビデンスの他、学生や職員の意見、公立大学法人評価の評価委員会等外部評価機関による評価結果、卒業生・就職先企業等へのアンケート結果など、多様なステークホルダーの視点も踏まえて行う。
- ⑤ 内部質保証の取組は、教職員の業績評価に活用し、教職員の質の確保・維持・向上を図るとともに、教職員の意識や行動の変容を促すことにつなげる。

## (3) 点検と総合評価

内部質保証の P D C A サイクルは、本学の理念、目的に沿って、活動主体が行う教育研究等に、定期的かつ継続的な取組として包含して展開する。教育プログラム等については、定期的なデータ収集等による点検を行ったうえで、その結果を踏まえた総合的な評価を、教育プログラムの完成年次や中期目標・計画、認証評価のサイクルを考慮して、一定期間を経た後に行う。

## (4) 内部質保証の体制構造（3階層の連携）

内部質保証のサイクルは、全学レベル、学部・附属施設等の組織レベル、教職員レベルの3つの階層において、それぞれの活動主体を単位として実施することとし、上位階層は、下位階層の取組を点検し、その権限と責任の下に承認、改善指示を行うなど、3つの階層が相互に連携した大学全体の内部質保証の取組を行う。

## 2 内部質保証の組織体制

本学の内部質保証推進に関する最終権限と責任を負う組織として、学長を委員長とする「内部質保証推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）を設置する。体制図は別表1のとおり。

特に、教育活動に関しては、推進委員会の指示の下、教育研究活動等の主体となるソーシャルシステムデザイン学部が、学部長の権限と責任の下で、学修成果に重心をおいた3つのポリシーを起点とする P D C A を確立する。

また、コンピテンシー・ディベロップメント・センターは、全学的な教育改革に関する企画・立案を担うとともに、WG 等と連携し、ソーシャルシステムデザイン学部が実施する P D C A を推進・支援する役割を果たす。

### 3 内部質保証の手続き（PDCA）

- (1) 本学の使命、理念を踏まえ、全学レベル、組織レベル、教職員レベルの各階層において、それぞれの使命や役割、計画等、取組方針（Plan）を上位階層の承認を得て整備する。
- (2) 各階層において、所管事項を実施（Do）し、自己点検・評価（Check）するとともに改善案を作成する。
- (3) 叡啓大学 I R 室は、客観的で多面的なエビデンスに基づいた自己点検・評価に資するため、根拠となるデータを収集、加工、分析し、各組織に提供する。
- (4) 各階層において、自己点検結果と改善案を上位階層に報告する。上位階層は、これを点検し、承認または改善指示をフィードバックする。改善指示に対してはフォローアップを行う。
- (5) 学長は、推進委員会の決定を基に、評価・改善案を承認または代替案を承認する。
- (6) 学長は、必要に応じて、教育研究審議会の審議を経て、部局長に対して、改善指示を行う。
- (7) 各階層において、改善指示に基づいて改善を実施（Action）し、次期の計画（Plan）に反映させる。
- (8) 教育プログラム等の点検・総合評価及び大きな変更に関する取扱い
  - ① 全学レベル及び組織レベルにおいて、教育プログラム等について毎年定期的に点検を実施するとともに、一定期間経過後、総合評価を行い、見直し・改善を図る。  
その結果として、教育プログラムの新設、多様な変更（3つのポリシーの大幅な変更、主要科目の変更等）を行う場合は、人材需要の動向等社会の要請、学生確保の見通し、育成すべき能力やカリキュラムの内容・水準、授与する学位の適切性等を踏まえ、学長が別に定める手続きにより、関係部局に改善指示を行う。

- ② ソーシャルシステムデザイン学部（教育研究活動等の主体）における年度ごとのフロー

	ソーシャルシステムデザイン学部	内部質保証推進委員会
3月～5月上旬	自己点検・評価シートの作成・提出	—
4月	—	今年度のスケジュール確認
5月末までに	—	自己点検・評価シートの確認
7月	意見交換	評価案の提示 (改善・向上策の指示を含む)
9月	確定評価の通知	教研審に付議後、評価の確定
3月	自己点検・評価シートの作成開始	期末報告

### 4 認証評価及び公立大学法人評価の活用

認証評価及び公立大学法人評価の仕組みも活用し、計画的な改善活動を実施する。

認証評価における自己点検・評価、公立大学法人評価における事業年度ごとのPDCAに係る自己点検・評価を、全学的な自己点検・評価の一環として扱うこととする。

### 5 社会に対する説明責任

大学は、社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、社会に対する説明責任として、学校教育法第109条に基づき、内部質保証の取組をはじめとする教育研究等の状況を適切に公表する。

### 6 本方針の見直し

本方針に基づく内部質保証の有効性や効率性を確認し、本方針は定期的に見直しを行う。

別表1

叡啓大学内部質保証体制図

